

2019年12月18日

非課税期間が終了する一般NISA口座の
株式や株式投信等を保有するお客さまへ

丸三証券株式会社

2015年NISAお買付の非課税期間終了に伴う 一時的な売買注文の制限のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2015年に一般NISA口座でお買付いただいた株式や株式投信等の非課税期間が、2019年12月末で終了します。一般NISA口座でお買付いただいた株式や株式投信等を保有しているお客様につきましては、約定日と受渡日が非課税期間終了時をまたぐ注文(以下「年またぎ注文」といいます。)の一部を一時的に制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【約定日と受渡日が非課税期間終了時をまたぐ「年またぎ注文」の一部制限およびご留意事項】

● 一般NISA口座に移管(ロールオーバー)予定の株式や株式投信等を保有のお客さま

・「ロールオーバー」による2020年非課税枠の利用額が未確定のため、2020年非課税枠を利用した一般NISA口座での株式や株式投信等の買付はできません。
また、MARUSAN-NETからも発注できません。

・一般NISA口座に「ロールオーバー」する予定の株式や株式投信等は売却可能ですが、2020年の非課税枠を利用することになりますのでご注意ください。
詳しくはお取引店の営業担当者へお問合せください。

● 特定口座(または一般口座)に「払出」予定の株式や株式投信等を保有のお客さま

・一般NISA口座から「払出」予定の株式や株式投信等は、12月31日に払出するため売却できません。
なお、年またぎで売却したいとお申出をいただいた場合は、特定口座(または一般口座)へ移管が完了したのち改めて売却注文を申し受けます。
詳しくは、お取引店の営業担当者へお問合せください。

● 売買注文の制限対象期間

国内上場株式等	約定日が2019年12月27日(金)～2019年12月30日(月)となるご注文が対象となります。
国内投資信託	受渡日が2020年1月6日(月)以降となるご注文が対象となります。 銘柄ごとに受渡日が異なります。 詳しくは、お取引店の営業担当者へお問合せください。

※ ロールオーバーとは、非課税期間の終了する2015年の一般NISA口座にある株式や株式投信等を引き続き非課税とするために、新たに設定する2020年の一般NISA口座に移管すること。

以上